令和８年度第７回佐倉市農業委員会総会会議録

１　期　　日　令和８年１０月９日（金）　午後２時３０分開会

２　場　　所　佐倉市役所１号館６階　農業委員会会議室

３　出席委員（１４名）

１番	藤　方　安　男	２番	江　川　昌　子
３番	川　邊　真　弓	４番	髙　橋　光　一
５番	牛　玖　良　一	６番	中　村　充　男
７番	兼　坂　　誠	８番	立　田　正　人
９番	梅　澤　孝　雄	１０番	立　田　和　男
１２番	藤　崎　光　弘	１３番	眞　野　文　雄
１４番	太田原　　修	１５番	石　田　和　久（議長）

４　欠席委員（１名）

５　議事日程

議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について（農業委員会許可）

議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請について

議案第３号　令和８年度第７次農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について

６　農業委員会事務局職員

事務局長　　渡部　友昭

主　　査　　大塚　　孝

◎開　　会

午後２時３０分開議

◎諸般の報告

○事務局長

本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから令和８年度第７回農業委員会総会を開催いたします。

それでは、諸般のご報告をいたします。

次回の総会につきましては、１１月９日（月）午後２時３０分から、佐倉市役所１号館６階農業委員会会議室において開催いたします。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

◎開会の宣言

○議長

それでは、会議を始めます。

ただいまの出席委員は１４名で、佐倉市農業委員会会議規則第７条の規定により、過半数以上に達しております。

よって、令和８年度第７回総会は成立いたしましたので、直ちに会議を開きます。

◎会期の決定

○議長

日程第１、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。

本総会の会期は、本日１日とすることにご異議ございませんか。

――――（異議なしの声あり）――――

○議長

異議は無いものと認めます。

よって、会期は本日１日と決定いたしました。

◎会議録署名人の選任

○議長

日程第２、会議録署名人の選任を議題といたします。お諮りいたします。

会議録署名人の選任につきましては、議長から指名させていただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

――――（異議なしの声あり）――――

○議長

異議は無いものと認めます。

それでは、議長から指名させていただきます。

議席番号７番　兼坂誠委員、議席番号８番　立田正人委員を会議録署名人に指名いたします。

◎議案の上程

○議長

日程第３、議案を上程いたします。

本日の上程議案は、

議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について

議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請について

議案第３号　令和８年度第７次農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について

以上、３議案でございます。

本総会につきましては、事前に議案をお配りし、事案について審査をお願いしております。

それでは、議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請についてでございます。それでは事務局の説明をお願いいたします。

◎議案第１号の説明

○事務局長

それでは議案第１号につきまして、ご説明させていただきます。

総会議案の１ページをご覧ください。

こちらは農地法第３条の規定による許可申請でございます。農業経営の安定及び規模拡大を図るため、売買または贈与による所有権移転が４件でございます。

詳細につきましては、議案書及び許可要件調査書等をご参照くださいますよう、お願いいたします。以上でございます。

○議長

ただいま、事務局より説明がありました。

議案第１号第１項について、江川委員より調査報告をお願いいたします。

○江川委員

議席番号２番の江川です。議案第１号第１項の調査報告をいたします。

権利者、●●の●●●●さんは、農業経営の規模拡大を図るため、義務者、●●の●●●さんとの話がまとまり、●●の畑●筆、●●●●㎡を購入することになりました。この方はですね、●●●●●の手前で●●●●を売っていらした方の奥さんだそうです。それで総会議案資料の９ページにあります「利用権の中途解約に係る通知書」というところで、２項の●●●●●さんという方が●●●さんという方から借りていたものを●●●の名義で買い入れたそうなんですが、この●●●●さんは、●●さんの●●●●●●●●にいっている方なんだそうです。そんな絡みもありまして●●●の名前で購入ということになって規模拡大を図ったというふうに伺いました。特に問題は無いと思われますので、よろしくご審議の程お願いいたします。

○議長

ありがとうございました。それでは審議を行います。

何かご質問等がございましたら、お願いいたします。

―――（発言者なし）―――

○議長

無いようですので、これより採決をいたします。お諮りします。

議案第１号第１項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

―――（賛成者挙手）―――

○議長

挙手全員であります。よって、議案第１号第１項は、許可と決しました。

続きまして、議案第１号第２項について、中村委員より調査報告をお願いいたします。

○中村委員

議席番号６番の中村です。議案第１号第２項について調査報告をいたします。

権利者、●●●●さんは、義務者である千葉市●●区の●●●●さんとの話がまとまり、●●の畑、合計●筆、●●●●㎡を購入することとなりました。特に問題は無いものと思われます。よろしくご審議の程お願いします。

○議長

ありがとうございます。それでは審議を行います。

何か質問等がございましたら、よろしくお願いいたします。

―――（発言者なし）―――

○議長

無いようですので、これより採決をいたします。お諮りします。

議案第１号第２項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

―――（賛成者挙手）―――

○議長

挙手全員であります。よって、議案第１号第２項は、許可と決しました。

続きまして、議案第１号第３項について、中村委員より報告をお願いします。

○中村委員

議席番号６番の中村です。議案第１号第３項について調査報告をいたします。権利者、●●の●●●さんは、義務者、千葉市●●区の●●●●さんとの話がまとまり、●●の畑●筆、●●●●㎡を購入することとなりました。特に問題は無いものと思われます。よろしくご審議の程お願いします。

○議長

ありがとうございます。それでは審議を行います。

何か質問等がございましたら、お願いいたします。

―――（発言者なし）―――

○議長

無いようですので、これより採決をいたします。お諮りします。

議案第１号第３項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

―――（賛成者挙手）―――

○議長

挙手全員であります。よって、議案第１号第３項は、許可と決しました。

続きまして、議案第１号第４項につきましては、事務局より調査報告をお願いいたします。

○事務局

議案第１号第４項の報告をいたします。

権利者、●●の●●●●●さんは、義務者、●●の●●●●さんとの話がまとまり、●●の水田●筆、●●●●㎡を無償譲渡されることとなりました。

特に問題は無いものと思われます。よろしくご審議の程お願いいたします。

○議長

ありがとうございます。それでは審議を行います。

何か質問等がございましたら、お願いいたします。

―――（発言者なし）―――

○議長

無いようですので、これより採決をいたします。お諮りします。

議案第１号第４項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

―――（賛成者挙手）―――

○議長

挙手全員であります。よって、議案第１号第４項は、許可と決しました。

続きまして、議案第２号、農地法第５条の規定による許可申請についてでございます。

議案第２号第１項、第２項は、関連がありますので、一括審議として事務局の説明をお願いいたします。

◎議案第２号の説明

○事務局長

それでは総会議案の２ページをご覧ください。

こちらは、農地法第５条の規定による許可申請２件につきまして、千葉県知事への意見について審議を求めるものでございます。

それでは、議案第２号第１項及び第２項についてご説明いたします。

申請者は、佐倉市●●の●●●●●●●●●株式会社で、中古自動車の売買及び輸出入を営んでおります。

申請にあたっては、取扱量の増加に伴いまして、車両置場用地を確保するため、●●●に住む●●●●●さん、●●に住む●●●さんが所有する●●の畑、それぞれ●筆ずつ、合計●●●●㎡について話がまとまり、転用を伴う所有権移転を行うものです。

申請地は、●●●●●●●●●の●●交差点付近に位置しておりまして、既存施設に近接した場所となっております。市街化調整区域内の１０ha 未満の集団性のない農地であり、第２種農地と思われます。許可要件につきましては、議案第２号第１項及び第２項の許可要件調査書及び位置図のとおりでございまして、許可要件を満たしているものと考えております。説明は以上でございます。

○議長

ただいま事務局より説明がございました。申請人を呼んでおりますので、申請人を入場させてください。

―――（申請人着席）―――

○議長

申請人の方は、ご苦労様でございます。

自己紹介の後、申請の概要について説明をお願いします。

なお、発言する際には、挙手のうえ、議長に許可を求めてください。

―――（申請人説明）―――

○申請人

本件について、申請の代理を務めます行政書士の●●と申します。よろしくお願いいたします。以降の説明は座って説明させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長

どうぞ。

○申請人

ではご説明申し上げます。本件申請地はですね、●筆ございまして、市内●●●●●●の●●●●●●●及び●●●というところでございます。●筆を一体として利用の予定でございまして、利用の目的につきましては中古自動車の置き場ということで想定しております。駐車予定台数はトラック５０台程ということで予定しております。敷地内では解体ですとかそういうことは行いませんので、騒音、匂い、油など、そういうものの流出はないということで利用させていただくつもりでございます。敷地は砕石敷きをしまして、周囲との間にはコンクリートで基礎を打ちまして、その上に安全鋼板を立ち上げて囲うということで利用を予定しております。

今回、申請に当たりまして、農業委員会事務局よりご指示がございまして、実は道を挟んですぐ向かい側、隣といいますか、●●●●の●●●●さんがありますので、市の担当課さんで●●●●●●様に１回お邪魔をしまして、計画の内容はご説明いたしました。あわせて●●●●さんについては、●●●●●●●さんが●●●●●を務めているということで、ぎりぎりになりましたが、本日の午前中にお伺いをいたしまして、会長さん以下役員さん９名程いらっしゃるところで、今回と同じようなご説明をしてお話をしてまいったところでございます。

席上において、●●●●●●さんでは、特にご意見は無かったんですけれども、●●●●●●●さんのほうからは、具体的に、およそ１時間くらいかけてご質問等がありました。その際、別に厳しいご意見というのではなくて、この際いろいろ聞いておきたいことがあるので、どういうふうな利用をするのかということとかについて、お話がございました。

具体的に言いますと、今回は車の置き場ですので、解体と違いまして、重ね置きは無いようなんですけれども、そういうことは無いようにしていただきたいということでありますとか、あとですね、利用予定地が●●に面しておりまして、バス停があるんですけれども、そこはかぶらないように出入口を調整してほしいというようなご要望がありました。以上でございます。

○議長

ただいま申請人より説明がございました。何か質問等がございましたらお願いいたします。

○立田正人委員

議席番号８番の立田でございます。何点か確認をさせてください。

まず、他法令の関係で、文化財の包蔵地ということですので、市の文化財担当と協議はしていると思うんですが、その内容について状況を教えていただきたいと思います。

○申請人

一応ですね、法に則りまして、事前に工事の予定の内容のほうを文化課さんのほうにお伝えをしまして、工事着工の場合には然るべき手続きをとるようにというご指示は頂いております。

○立田正人委員

その辺の予定について、よろしくお願いいたします。

次に、農地転用行為によって、周辺への影響がないかどうかの確認をさせてください。まず、今おっしゃっていたバス停なんですけれども、ちょうどあの、まぁ概略図なので何とも言えませんけれども、出入口のところに、ちょうど真ん中あたりに●●●●●●のバス停があるのですが、このバス停について移設等の予定はあるのでしょうか。

○申請人

はい、お答え申し上げます。先ほど申しました●●さんとの話し合いの時にもその話が出まして、併せて、●●●●●●さんのバスもそこで降車するということで伺っておりますので、影響が大きいですので、バス停の移動ではなく、こちら側の出入口を調整するということで対応したいと思っております。

○立田正人委員

そうしますとバス停は出入口とは全くかぶらず、出入口が無いところにバス停があるという、そういう認識でよろしいでしょうか。

○申請人

ちょっと図の書き方が甘くて申し訳ございませんけれども、バス停を移動させてまで出入口を作るという予定はございませんので、バス停を避けて出入口を設けさせていただくというふうに考えます。

○立田正人委員

次にですね、ご説明では中古車を置くだけで、解体又は騒音等は出ないというお話なんですが、説明の図面のほうを見てみますと、周囲の擁壁の高さが８０㎝、それプラス壁が２ｍ８０㎝、Ｈ鋼に横板を入れての壁だと思うのですが、合計３．６ｍ、おおよそ路面から高くなると思うんですが、中古車を置くだけで、やはりそれくらいの壁が必要なのでしょうか。

○申請人

お答え申し上げます。まず、断面図のほうをちょっと図の書き方がよろしくなくて誤解を招いたかと思うのですが、地面から８０㎝、０．８ｍ程コンクリートで基礎を立ち上げまして、その上に２ｍの高さの安全鋼板を載せるということで、合計２．８ｍの高さということでございます。

それで、確かにこのような高さの塀が必要かということですけれども、最近盗難も多いので、一応防犯上ということでこういう高さにしたということと、あとは安全鋼板についてもある程度規格が決まっておりますので、それを載せるとこのくらいの高さになるということでございます。

○立田正人委員

防犯上ということであれば、これは何とも言えないことですが、今、●●●●からちょうど●●に出る部分ですよね。ここに２ｍ８０㎝の壁ができてしまうと、車が出るときに見通しがかなり悪くなるような気がするのですが、その辺の対応についてどう考えていらっしゃるのでしょうか。

○申請人

ご指摘ごもっともでございます。先ほどの●●●●さんとのお話し合いの中でも中が完全に見えないのは非常に不安であるというご指摘がございまして、一案としてメッシュ入りの鋼板というのが最近出ておりますので、そのあたりのものをある程度の間隔で配置するというのが一つ。あとですね、ご指摘のように確かに●●はだいぶ交通量が多いところでございますので、完全にクローズして鉄板で閉じてしまいますと見通しが悪くなるというご指摘もありますので、その辺、ちょっと今うろ覚えですけれども、材質ははっきり覚えておりませんけれども、透明の板というのもあるように思いますので、そういうもので少なくとも角の辺りは代替できないかどうかは事業者のほうと相談をしたいと思っております。

○立田正人委員

わかりました。一応これは●●●●ですので、出入りする際にかなり気を付けていただかないと、後々大きな事故になるといけませんので、この辺は壁を設置して透明なり、フェンスなり、見通しについては、できればこの方々の確認を得ながらですね、後々問題が発生しないように対応していただきたいのですが、その辺はできそうでしょうか。

○申請人

同様のご指摘は、先ほど●●さんとの話し合いでも出ておりまして、やはり利用

者さんが今ですと前を見通せるところで出入りされているのですけれども、この前に塀ができるとかなり暗くなるので、そういうところでなるべく明るさを損なわないようなことを配慮していただきたいというご要望は承っております。ですから施工の際にそういうところで少しでも軽減できるように対応されたいというふうに事業者のほうにも伝えようと思っております。

○立田正人委員

わかりました。くれぐれもその辺の確認はしていただいて問題の無いように、農地転用をすることによって地域に悪影響を及ぼしてしまいますと、元々の地権者さんにも迷惑がかかりますので、その辺については厳密に対応をお願いしたいと思います。

それともう一つ、ちょうど●●の前にガードパイプで仕切って、多分歩道扱いにしていると思うんですけど、このガードパイプについては全く触らないと思うんですが、歩行者が通りますので、これが完成した段階で見通しがちゃんと取れるような安全対策を是非お願いしたいと思いますが、こども達も歩きますので、中古車の運び出し、あるいは搬出、そのようなときに歩道になっていますので、安全に関しては十分な注意をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○申請人

これも●●さんとのお話合いの中で、この場所は地域のお子様たちの通学路にもなっているというご指摘もございましたので、そういうところへも通行者様、お子様に限らず、大人の方も含めまして安全性を損なわないように、工事中あるいは利用開始後も極力対応するように事業者様には申し伝えます。

○立田正人委員

はい、わかりました。これは絶対的な条件という形に近いお願いですので、よろしくお願いいたします。以上です。

○眞野委員

議席番号１３番の眞野と申します。先ほどメッシュの鋼板ということなんですけど、●●からできれば５ｍあれば良いのか１０ｍあれば良いのかわからないのですけども、見通せる形のメッシュで施工することについて確約をお願いしたいのですが。北側と南側もですね。

○申請人

●●側のほうということは、北側の斜めのところという理解でよろしいでしょう

か。

○眞野委員

●●●●の面と●●側の面をということで、確約をお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○申請人

今のご指摘は土地利用計画図で申しますと、道と書いてある箇所、ここは多分、道の上側が●●●●さんの所在地だと思うのですが、こちらのほうと、あとはそれと９０度ずれている左側のほうということで、この辺を全面メッシュということは難しいかと思うのですが、メッシュの配合を少し増やすとかというような形の方法を事業者のほうに提示しようかと思いますが、よろしいでしょうか。

○眞野委員

こちらは通学路にもなっていますし、●●●●からの車の出入りもあるので、できればもう完全に５ｍくらいはメッシュという形をお願いしたいと思うのですが。

○申請人

今のご提案は、北側の角の所からそれぞれ５ｍ、５ｍという理解でよろしいでしょうか。ただいまご指摘賜りましたので、５ｍは一応の目安ということで承っておきまして、近隣の通行の方のご迷惑をかけないように、メッシュ入りの鋼板をそこら辺に施工するということで事業者のほうに伝えたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○眞野委員

はい、よろしくお願いします。もう一点ございます。この先に●●●●●●●●があるのですが、ご存じでしょうか。そこの●●●●付近がアンダーパスではないのですが、先日の豪雨等をはじめ、これまで何度も道路冠水している状況です。

本件では鋼板を敷くという計画だったと思いますが、鋼板にすると雨水が非常に流れやすくなってしまうことが懸念されます。全面に敷くのでしょうか、それとも部分的に敷くことになるのでしょうか。

○申請人

施工する際に、敷地内は砕石敷きを予定しておりますので、鋼板で塞ぐということはございません。安全鋼板は、垂直に立てる塀のほうで利用するということでございます。もう一点、先ほどの水の問題はやはり●●さんにお伺いしたときにもお

話が出まして、今回の敷地のほうから●●側あるいは●●●●さん側のほうに水が流れてきたことがあるということで、今回ですと地面から８０㎝程度立ち上げてコンクリートを施しますので、これが止水とまではいきませんが、水の流れを止めることになって、以前よりは水の流出が●●●●さん側のほうには出なくなるのではないかということを●●のみなさんもおっしゃっておりました。

○議長

眞野委員、よろしいですか。

○眞野委員

はい。

○議長

他にございますか。

―――（発言者なし）―――

○議長

無いようですので、申請人は退席をお願いします。ご苦労様でございました。

―――（申請人退席）―――

○議長

申請人が退席をいたしましたので、これより採決をいたします。お諮りします。

議案第２号第１項について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

―――（賛成者挙手）―――

○議長

挙手全員であります。よって、議案第２号第１項は、許可相当と決しました。

続きまして、議案第２号第２項について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

―――（賛成者挙手）―――

○議長

挙手全員であります。よって、議案第２号第２項は、許可相当と決しました。

続きまして、議案第３号、令和８年度 第７次農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について、事務局の説明をお願いいたします。

◎議案第３号の説明

○事務局長

それでは、議案第３号につきまして、ご説明をいたします。

総会議案の３ページをご覧ください。

令和８年度 第７次農用地利用集積等促進計画（案）につきまして、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第１９条第２項の規定による農地の賃借を行うための農用地利用集積等促進計画（案）の作成を公益社団法人千葉県園芸協会（農地中間管理機構）から佐倉市長宛てに依頼されまして、同条第３項の規定により農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見を農業委員会から聴取しようとするものとなっております。

利用権の種類といたしましては、賃借権等の設定が２件、２筆、地積のほうが合計で４，３４６㎡となっております。

利用権を設定する土地、設定内容の詳細など「農地中間管理事業の推進に関する法律」第３条の要件を満たしているものと考えております。

詳細につきましては、総会議案４ページと５ページをご参照いただきますよう、お願いいたします。説明は以上でございます。

○議長

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がございました。

本件の中で新規就農者に関するものが、１件ございます。

今回、新規就農者を呼んでおりますので、それでは入場させてください。

―――（申請人着席）―――

○議長

申請人の方は、ご苦労様でございます。

自己紹介の後、今後の営農計画などについてご説明をお願いします。

なお、発言する際には、挙手のうえ、議長に許可を求めてください。

それでは自己紹介からお願いします。

―――（申請人説明）―――

○申請人

私は、●●●●●●に住んでおります●●●●と申します。よろしくお願いします。軽く出身などについてご紹介させていただきます。出身は東京都●●●区になります。こちらのほうに越してきたのは、都会の雑踏が嫌いだったため、越してまいりました。

これからの農業計画についてですが、現在、●●●な部分も含めまして●●●と●をやっております。●●●は普通に今、●●●くらいやっているんですけれども、今年は収穫も無事に終わりそうで、まだ終わってはいないんですけれども、順調にやっております。●に関しましては、主に●●●向けの●●を栽培しています。もう一つは、これもまた●●●向けに●●●を栽培しつつあります。●に関して広さは現状のところ●●●前後くらいです。細かくは把握していないんですけれども。それを去年の１１月から植え付けをしまして、今年６月初旬に収穫をすることができて、今、●●●として一部仕込みが終わった段階です。

これからの展開としましては、●●●に関する●●をどんどん加速させて自社で販売するっていうことをしていきたいというふうに思っています。どんどん付加価値が出ておいしいものになればいいなぁという一心でやっていまして、計画としては５年後にそんなに多い量ではないんですけれども、５反歩くらい畑をやっていければなぁというふうに思っています。それで田んぼに関しましても●●●●●●●をこれから始める関係で、こちらも５反歩くらいできればなぁというふうに思っています。そういったところで概略なんですが、よろしくお願いします。

○議長

ただいま、申請人より説明がございましたが、何か質問等がございましたら、お願いいたします。

○江川委員

議席番号２番の江川と申します。●●●はどちらで製造されていらっしゃるのでしょうか。

○申請人

今、●●●●●●●●さんというところで、試作なんですけれども、●●●●●のイベント向けに造ったりして、●●●●●●●●さんというところでやっております。

○江川委員

それと●●●はどちらで栽培されていらっしゃるのですか。

○申請人

●●●はですね、一部、栽培を試みてはいたんですけれども、うちではあんまり育ちませんで、今年はちょっとうちのというわけにはいかず、既製品の物を使ってやっております。

○江川委員

●●●について、誰かに教えていただくとか、どこかに研修に行くというようなことはなさらないのでしょうか。

○申請人

研修みたいなものは一切なく、主にＳＮＳですね、ＳＮＳを発信してらっしゃるところをちょっと訪ねてみようかなというところだったので。

現在、細々と栽培をやっているところでは、●●●●●に去年か一昨年くらいにできた●●●●●、●●●を造る工場があるんですけれども、そちらのほうで仲良くしてくださっている農家さんに一部株をちょっと分けてもらって実験的に栽培はしました。それで収穫は味見程度しか、それほど大量に収穫できませんでしたので、味見程度しか穫れませんでした。

○江川委員

すごく先進的なお考えで良いと思うんですけれども、●●●に関して私もそれほど知識があるわけではないのですが、●●●というのは栽培も収穫もすごく難しいと聞いているんですよ。できれば佐倉の近辺の畑でできたらすごく良いと思うんですけれども、もう少し煮詰めたほうがいいような気もします。

●●●は、今ものすごく●●●●●●●などで考え方は良いんですけれども、何から何まで全部自分の所でやるということは、結構ハードルが高いみたいなので、その●●●というところで、もう少し研修していただいてやったほうがいいような気がします。いかがでしょうか。失礼しました。

○申請人

ご指摘ありがとうございます。自分の性格上のことになってしまうんですけれども、やりつつ研修をしないと、実態がどうなのかというところがリアルに受け止められないという、性格上のものだとは思うんですけれども、そういったところで今も現在たった１畝といいますか、１張りですね、これをやっている状態で、これを経たらこうなったという自分の実体験を盛り上げつつ、研修できる機会があれば、もちろん研修をしようかなぁという心構えではあります。以上です。

○議長

他に何かございますか。

―――（発言者なし）―――

○議長

無いようですので、申請人は退席をお願いします。ご苦労様でした。

―――（申請人退席）―――

○議長

申請人が退席をいたしましたので、これより採決をいたします。

お諮りします。

議案第３号について、原案のとおり意見なしと決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

―――（賛成者挙手）―――

○議長

挙手全員であります。よって、議案第３号は、原案のとおり意見なしと決定いたしました。

続きまして、報告事項をお願いいたします。

◎報告事項

○事務局長

それでは報告事項でございます。

・総会議案の６ページをご覧ください。

農地法第３条の３第１項の規定による届出が３件ございました。

・続きまして７ページをご覧ください。

農地法第４条第１項第７号の規定による届出が１件ございました。

・続きまして８ページをご覧ください。

農地法第５条第１項第６号の規定による届出が５件ございました。

・続きまして９ページをご覧ください。

利用権の中途解約に係る通知書が２件ございました。

・続きまして１０ページと１１ページをご覧ください。

地目変更登記に係る法務局からの照会が７件ございました。
報告は以上でございます。

○議長

本日提案をいただきました議案につきましては、審議が終了いたしました。
慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。
以上をもちまして、令和８年度第７回農業委員会総会を閉会といたします。
お疲れ様でした。

=== 会 議 終 結 ===